



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 27 日 (火)  
第 7 8 7 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (276) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2 土地改良区の役員の就退任 (277) (西部総合事務所農林局) . . . . . 2 鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (278) (地域自立戦略課) . . . . . 3 生活保護法による医療機関の指定 (279) (福祉保健課) . . . . . 3 生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (280) (〃) . . . . . 3 生活保護法による介護機関の指定 (281) (〃) . . . . . 4 結核予防法による医療機関の指定 (282) (鳥取保健所) . . . . . 4 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (283) (米子保健所) . . . . . 5 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (284) (経済政策課) . . . . . 5 土地改良法による換地処分 (285) (耕地課) . . . . . 6 保安林の指定予定 (286) (森林保全課) . . . . . 7 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (287~289) (〃) . . . . . 7 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (290) (管理課) . . . . . 9 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (291) (〃) . . . . . 9 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (292) (〃) . . . . . 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (日野総合事務所農林局) . . . . . 10 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4件) (森林保全課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第 276 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター 理事長 山元 美津江	鳥取市吉成91-16	特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター居宅介護支援事業所	鳥取市吉成91-16	平成18年5月19日

## 鳥取県告示第 277 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 美 敏	西伯郡大山町平303
〃	大 塚 智	西伯郡大山町神原149
〃	金 田 導 和	西伯郡大山町中高32
〃	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219-2
〃	水 鴨 弘 文	西伯郡大山町野田41
〃	片 山 良 孝	西伯郡大山町清原134
〃	小 原 敏 裕	西伯郡大山町唐王689
〃	谷 野 謙 一	西伯郡大山町上万448
〃	山 根 秀 之	西伯郡大山町上万743
〃	高 見 盛 隆	西伯郡大山町稲光51-1
〃	山 根 毅 朗	西伯郡大山町稲光76
〃	来 海 誠	西伯郡大山町荘田104-3
〃	山 内 正 一	西伯郡大山町妻木682

平成17年5月4日退任

### 就任した役員の氏名及び住所

理 事	池 田 満 正	西伯郡大山町平295
〃	大 塚 智	西伯郡大山町神原149
〃	金 田 一 男	西伯郡大山町中高16
〃	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219-2

// 瀬 尾 登志子 西伯郡大山町野田243  
 // 梅 実 茂 良 西伯郡大山町清原151  
 // 中 西 俊 彦 西伯郡大山町唐王705  
 // 谷 野 謙 一 西伯郡大山町上万448  
 // 山 根 秀 之 西伯郡大山町上万743  
 // 水 野 允 昭 西伯郡大山町稲光73-1  
 // 山 根 毅 朗 西伯郡大山町稲光76  
 // 田 中 一 義 西伯郡大山町荘田647  
 // 大 場 充 西伯郡大山町妻木352

平成17年5月5日就任 任期 4年

#### 鳥取県告示第 278 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成19年3月23日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第 279 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	指定年月日
鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	平成18年11月1日
なわだ内科クリニック	鳥取市青葉町三丁目101-2	平成19年2月13日
あおば薬局	鳥取市青葉町三丁目104	〃

#### 鳥取県告示第 280 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿618	平成18年10月31日
まつだ内科医院	鳥取市叶284-1	平成18年11月30日
あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目3-6	〃
ナガイ薬局境港店	境港市米川町286	〃

## 鳥取県告示第 281 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人おあしす	鳥取市国府町分上二丁目 266-2	つどいの里梅花の庵	鳥取市吉成二丁目 12-9	通所介護	平成 19 年 2 月 5 日
株式会社ケアスタッフ	米子市大谷町 213-3	ケアスタッフハッピーセンター米子夜間対応型訪問介護	米子市両三柳 138-1	夜間対応型訪問介護	〃
前田 実	鳥取市卯垣 124-23	あおば薬局	鳥取市青葉町三丁目 104	居宅療養管理指導	平成 19 年 2 月 13 日
株式会社わかば	鳥取市湖山町東五丁目 261	デイサービスセンターわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内 137-2	通所介護	平成 19 年 3 月 1 日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人おあしす	鳥取市国府町分上二丁目 266-2	つどいの里梅花の庵	鳥取市吉成二丁目 12-9	介護予防通所介護	平成 19 年 2 月 5 日
前田 実	鳥取市卯垣 124-23	あおば薬局	鳥取市青葉町三丁目 104	介護予防居宅療養管理指導	平成 19 年 2 月 13 日
株式会社わかば	鳥取市湖山町東五丁目 261	デイサービスセンターわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内 137-2	介護予防通所介護	平成 19 年 3 月 1 日

## 鳥取県告示第 282 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
なのはな薬局	鳥取市雲山 113-20	平成 19 年 4 月 3 日

**鳥取県告示第 283 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
米子東病院	米子市淀江町佐陀 2169	平成 19 年 3 月 13 日

**鳥取県告示第 284 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたため、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
デオデオ米子店  
米子市米原五丁目 6-31
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 1659.00 m<sup>2</sup>  
変更後 4739.72 m<sup>2</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 142 台  
変更後 214 台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 15 台  
変更後 65 台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり  
(イ) 面積 変更前 42.80 m<sup>2</sup>  
変更後 271.42 m<sup>2</sup>
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(ア) 位置 6 の書類に記載のとおり

- (イ) 容量 変更前 21.00 m<sup>3</sup>  
変更後 28.29 m<sup>3</sup>
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 変更前 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 8 時  
変更後 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 変更前 午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで  
変更後 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (ア) 出入口の数 3 か所  
(イ) 位置 6 の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日  
平成 19 年 11 月 16 日
- 4 届出年月日  
平成 19 年 3 月 15 日
- 5 変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社デオデオ 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1-18 代表取締役 友則 和寿
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成 19 年 3 月 27 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県商工労働部経済政策課  
米子市糺町一丁目 160  
鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目 1  
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

#### 鳥取県告示第 285 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、境港市渡町 929-1 渡邊泰良ほか 49 人が共同して行う土地改良事業に係る下大沢地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第 96 条において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第 286 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
岩美郡岩美町大字銀山字中屋敷241、276、字砥谷380、385、字西ノ山736、747
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 287 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町大江字今磯東平1500、1501、字小ヒワダ東平1632
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

#### 鳥取県告示第 288 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町大江字引尾谷1771の2、1771の4、1771の5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 289 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町大江字長サコ東平1765
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、船岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 290 号**

平成 16 年鳥取県告示第 878 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略	1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 3 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略

**鳥取県告示第 291 号**

平成 17 年鳥取県告示第 526 号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略	1～4 略 5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 3 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。 (1)～(3) 略

**鳥取県告示第 292 号**

平成 17 年鳥取県告示第 527 号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 略	1～4 略
5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 6 月 30 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。	5 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から <u>平成 19 年 3 月 31 日</u> （次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）小谷嘉市の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る日野郡日野町上菅字棚谷山 141-10 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 2 日付鳥取県告示第 176 号）の内容  
（告示の内容）
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町上菅字棚谷山 141-10
  - (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採を禁止する。  
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 日野町役場

## 4 通知の保管場所 鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 6 日付鳥取県告示第 191 号）の内容

（告示の内容）

## 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

博田 弁藏	岩美郡岩美町大字網代字鴨ヶ磯南側 330
中村 留雄	岩美郡岩美町大字網代字鴨ヶ磯南側 332
博田 芳野	岩美郡岩美町大字網代字大網代北側 379
山根 松造	岩美郡岩美町大字大谷字屋敷 2240

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

奥谷 長太	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 426
-------	--------------------

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 岩美町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 6 日付鳥取県告示第 192 号）の内容

（告示の内容）

## 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

長谷川 巖	鳥取市青谷町澄水字大谷東平 686 の 10（次の図に示す部分に限る。）
-------	--------------------------------------

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

細川 政美	鳥取市青谷町河原字西村 304
〃	鳥取市青谷町河原字西村 304 の 1
細川 長平	鳥取市青谷町河原字西村 305
〃	鳥取市青谷町河原字西村 305 の 1
細川 政美	鳥取市青谷町河原字柳谷 1239 の 2
〃	鳥取市青谷町河原字柳谷 1239 の 3

中林 晴恵	鳥取市青谷町桑原字境口 804 の 8 (次の図に示す部分に限る。)
尾崎やすこ	鳥取市青谷町桑原字境口 804 の 13
中林 晴恵	鳥取市青谷町桑原字境口 804 の 16
〃	鳥取市青谷町桑原字境口 804 の 17

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

尾崎 喜人	鳥取市青谷町澄水字村内 516
長谷川信博	鳥取市青谷町澄水字下モ山神 559 の 1
土橋 カン	鳥取市青谷町澄水字今西 588
桑田 武美	鳥取市青谷町桑原字土谷 841 の 3
長谷川勇吉	鳥取市青谷町桑原字玄谷 879 の 2
桑田 武美	鳥取市青谷町桑原字谷奥 977
〃	鳥取市青谷町桑原字谷奥 982

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全  
課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 6 日付鳥取県告示第 194 号）の内容  
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

坂本藤十郎	東伯郡琴浦町大字野田字屋敷 299
源内 忠雄	東伯郡琴浦町大字野田字齋谷 471
小倉 虎蔵	東伯郡琴浦町大字野田字齋谷 472 の 1
竹中 長松	東伯郡琴浦町大字野田字細谷 561 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

字屋敷 299

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

板倉 兼吉	東伯郡琴浦町大字野田字金谷西平 505 の 5
坂本 長一	東伯郡琴浦町大字野田字大谷東平 511 の 10
源内 忠雄	東伯郡琴浦町大字野田字細谷 519

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 6 日付鳥取県告示第 195 号)の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮川 定光	西伯郡大山町飯戸字大野 1525 の 4 (次の図に示す部分に限る。)
村田 保正	西伯郡大山町飯戸字大野 1525 の 7
林原 啓	西伯郡大山町飯戸字向原 1547 の 30

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 大山町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課